

**国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例案**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

（説 明） 病院等におけるひとり親家庭等の医療費の助成に係る受給資格の確認について、オンライン資格確認を導入し、現行の医療証の提示に加え、個人番号カードの提示による確認を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

**国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例案**

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年 12 月国立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「法令」の次に「等」を加える。

第 7 条第 1 項中「対象者が医療証」を「対象者が、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。